

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 公益法人会計基準の適用

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 改正平成21年10月16日 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法によっている。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、法人税法の法定繰入額により計上している。
賞与引当金……職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

退職給付引当金…職員の退職給付に備えるため、期末の退職給付債務を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

(5) リース取引の会計処理

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2. 会計方針の変更

該当なし

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産引当預金	7,500,000	0	0	7,500,000
小 計	7,500,000	0	0	7,500,000
特定資産				
特定費用積立資産	22,000,000	12,000,000	10,000,000	24,000,000
退職給付引当資産	17,211,100	1,930,400	1,239,000	17,902,500
小 計	39,211,100	13,930,400	11,239,000	41,902,500
合 計	46,711,100	13,930,400	11,239,000	49,402,500

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
基本財産引当預金	7,500,000	(7,500,000)	(0)	(0)
小 計	7,500,000	(7,500,000)	(0)	(0)
特定資産				
特定費用積立資産	24,000,000	(0)	(24,000,000)	(0)
退職給付引当資産	17,902,500	(0)	(0)	(17,902,500)
小 計	41,902,500	0	(24,000,000)	(17,902,500)
合 計	49,402,500	(7,500,000)	(24,000,000)	(17,902,500)

5. 担保に供している資産
該当なし
6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
7. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務
該当なし
8. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
受取国庫補助金	国(文化庁)	—	3,735,000	3,735,000	—	—
受取負担金	長崎県	—	360,000,000	360,000,000	—	—
合 計		—	363,735,000	363,735,000	—	—

9. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	150
特定資産受取利息	319
合 計	469

10. 関連当事者との取引の内容
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし